

レトリック会計学を超えて  
——M&Aの会計を題材にして——

醍 醐 聰

1. わが国会計学界を混迷させるレトリック会計学

\*レトリック会計学とは何か？

修辞を駆使して会計学をめぐる焦眉の論点をずらしたり、論証したかの錯覚に自他を陥らせたりする議論の手法

\*主な特徴

- ①論証すべきことを前提にすべり込ませて、特定の結論を、それと意識させず誘導する議論
- ②論証すべき難問を、用語の置き換えで論証できたかのような錯覚をふりまく議論
- ③論証の過程に非学問的で感性に訴える用語を挿入することによって、論証の飛躍を繕おうとする議論

\*弊害

- ①わかったふりをして多数説に追随する学界風潮の温床・助長
- ②付和雷同のグローバリズムとナショナリズムの同居

2. この主題を感知するに至った私の研究の歩み

\*「企業結合会計における評価の連続と不連続」『会計』161巻6号、2002年6月

- ①「持分プーリング法」の存続を主張した日本の会計基準設定主体の主張ならびにその主張をサポートしたわが国の一部の論調は論証に耐えうるものであったか？
- ②「持分の継続」という修辞の多義性とその役割の吟味
- ③「対等合併」という修辞が果たした役割の吟味

\*「持続的競争優位の経営戦略とのれんの償却・減損論争の展望」『会計』171巻4号、2007年4月

①わが国の会計基準設定主体が主張したのれんの規則的償却法には正当性があるか？

②自己創設のれんへの置き換え論の真贋

③経営実態と対峙しない自己充足的会計学の脆弱性

### 3. M&Aの会計を題材にしたレトリック会計学の吟味

\* 「持分の継続」というフレーズで持分プーリング法を正当化できるか？

\* 「対等合併」というフレーズの非学問性と説明力の欠如、非対等合併である親子会社間合併に持分プーリング法を採用することとの整合性

\* 「総体としての議決権比率」というフレーズの非現実性

(1) 2社の結合の場合：

結合後企業に対して各結合当事企業の株主が総体として有することになった議決権比率が 50 対 50 である場合、持分の継続があるとみなす。(企業会計審議会「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」三の 2 の (3) の①)

各当事企業の株主は結合後の企業の株主として、旧会社時代の株主というだけで、結束して議決権を同様に行使するとみなせる理由があるのか？

事例：株式交換比率をめぐって株主が自社の経営者の決定に異議を唱えるケース

①東京鋼鉄の臨時株主総会(2007年2月22日)で株式交換によって大阪製鉄の完全子会社になる提案が、株主の反対で否決

②ペンタックスの大株主である独立系運用会社、スパークス・グループと米国フィデリティ投信が株式交換比率に難色を示して、HOYAとの合併を否決(2007年4月)

(2) 3社の場合：

\* のれんの規則的償却法の正当化論に見られるレトリック

①買入のれんを規則的に償却しないことは自己創設のれんへの置き換えを意味するの  
か？ 論証すべきこと(買入のれんは規則的に減価するのか)を前提においた議論

②のれんは単独で減価・減損するのか？ のれんを特定の資産グループに帰属させて  
減損検査をする会計基準との整合性は？

③のれんの価値(=競争優位性)の持続可能性を経営戦略の見地から実証する研究戦略